

広島県市町総合事務組合格約の変更について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 12 月 7 日

安芸高田市長 石丸 伸二

広島県市町総合事務組合格約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定において準用する同法第 252 条の 14 第 1 項の規定により、広島県水道広域連合企業団が広島県市町総合事務組合に事務の委託をすることに伴い、同法第 286 条第 1 項の規定により、次のとおり広島県市町総合事務組合格約（昭和 35 年指令地第 803 号）を変更することについて、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

広島県市町総合事務組合格約の一部を改正する規約

広島県市町総合事務組合格約（昭和 35 年指令地第 803 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条を第 15 条とし、第 5 章中同条の前に次の一条を加える。

（事務の受託）

第 14 条 組合は、別表第 2 の左欄の事務について、広島県及び広島県内の市町が組織する一部事務組合及び広域連合から地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定において準用する同法第 252 条の 14 第 1 項の規定による事務の委託の申出がなされたときは、これを受託することができる。

附 則

この規約は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。